山武市地域密着型サービス事業所の指定に係る同意

及び利用に係る基本方針

（目的）

第１条　この基本方針は、山武市の被保険者の適正な地域密着型サービスの利用の実現を目的とし、介護保険事業の円滑な推進を図るため、市内事業所の利用に関する基準を定めるものである。

（同意を求める基準）

第２条　介護保険法第９条により山武市被保険者が市外に所在する指定地域密着型事業所の利用を希望するときは、市長は別表に定める市外事業所指定基準に適合するか審査し、適合するときは、山武市被保険者の申出に基づき、利用を希望する指定地域密着型事業所に受入れの可否を確認した上で、指定地域密着型事業所の所在する市町村の長に対し、指定に係る同意を求めることとする。

（同意する基準）

第３条　山武市以外の市町村長から、市内に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「指定地域密着型事業所」という。）の指定に係る同意については、原則として行わないものとする。ただし、指定することについて同意を求められたときは、別表に定める同意基準に適合するか審査し、適合するときは、指定に係る同意をすることとする。

（他市町村から転入した者による市内指定地域密着型事業所の利用）

第４条　認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護事業所は、次の各号に該当する者から利用申込みがあったときは申込者と契約を締結することができる。

　⑴　山武市に継続して６か月以上住所を有している者

　⑵　山武市に居住している２親等以内の親族があり、当該親族から継続的な支援が見込まれる者

　⑶　２親等以内の親族とともに山武市に転入した者

　⑷　過去に山武市に住所を有したことがある者については、通算して１年以上山武市に住所を有する者

　⑸　その他市長が特に必要と認める者

（施設の要件）

第５条　前条の規定による利用者を受け入れることができるサービス事業所は、次の要件を満たさなければならない。

　⑴　開設から１年を経過していること

　⑵　利用申請をしている既存の待機者がいない又は既存の待機者より利用の必要性が高いこと

　　附　則

　この基本方針は、令和５年９月１日から適用する。

別表

１　同意を求める基準

山武市外の事業所を山武市が指定する場合

（山武市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用する場合）

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの種類 | 同意基準 |
| （予防）認知症対応型通所介護（予防）小規模多機能型居宅介護（予防）認知症対応型共同生活介護地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護看護小規模多機能型居宅介護定期巡回・随時対応型訪問介護看護地域密着型通所介護 | ⑴　当該事業所に空きがあり、受け入れが可能であること。⑵　当該事業所が所在する市町村長の同意があること。⑶　次のいずれかを満たしていること。　ア　当該事業所の所在地が隣接市町である場合で、市内に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがない場合。　イ　当該事業所が所在する市町村にその者を介護する家族、親族等がいる場合。　ウ　その他、山武市長がやむを得ない状況であると判断した場合。 |

２　同意する基準

山武市内の事業所を他市町村が指定する場合

（他市町村の被保険者が山武市内の地域密着型サービスを利用する場合）

|  |  |
| --- | --- |
| サービスの種類 | 同意基準 |
| （予防）認知症対応型通所介護（予防）小規模多機能型居宅介護（予防）認知症対応型共同生活介護地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護看護小規模多機能型居宅介護定期巡回・随時対応型訪問介護看護地域密着型通所介護 | ⑴　当該事業所に空きがあり、受け入れが可能であること。⑵　指定を受けようとする被保険者の市町村が同意を求めていること。⑶　他市町村の利用者の上限は、当該事業所の登録者又は１ユニットに１名であること。なお、住所地特例対象者は除く。⑷　次のいずれかを満たしていること。　ア　利用を希望している他市町村の利用者の住所が、隣接市町であること。　イ　山武市内にその利用者を介護する家族、親族等がいる場合。　ウ　その他、山武市長がやむを得ない状況であると判断した場合。 |